

## 地震・台風等による非常措置についてのお知らせ(改訂版)

日ごろは、本校教育に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、京都市において震度5弱以上の地震が発生した場合や京都市(「京都市南部」または「京都・亀岡地域」と報道される場合もあります。)に特別警報・暴風警報が発令された場合には、下記のような措置をとります。

### 京都市に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

#### 1. 登校前に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

・前日の下校後、深夜 0時までに発生した場合……翌日を臨時休業にします。

・深夜 0時以降、登校までに発生した場合……当日を臨時休業にします。

・休業日、休業前日に発生した場合……原則として休業明けの登校日を臨時休業とします。

テレビ・ラジオ・インターネット等の情報と合わせて、学校HPやメール配信もご確認下さい！

#### 2. 在校中に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

・ただちに臨時休業となります。児童は保護者のお迎えがあるまで学校に留め置くこととします。電話やメールが使用できないことも想定されます。連絡がなくても早急に児童のお迎えをお願いいたします。

### 京都市に「特別警報」が発令された場合

#### 1. 前日に「特別警報」が発令されていて、午前0時(夜中)までに解除された場合

・6校時(13:50)から授業があります。[給食は中止] 午後1時10分に集合して集団登校します。

#### 2. 午前0時現在発令中の場合、または、登校前までに「特別警報」が発令された場合

・当日は臨時休業となります。

#### 3. 在校中に発令された場合

・ただちに臨時休業となります。児童は保護者のお迎えがあるまで学校に留め置くこととします。電話やメールが使用できないことも想定されます。連絡がなくても早急に児童のお迎えをお願いいたします。

### 京都市に「暴風警報」が発令された場合

#### 1. 登校前に発令された場合

① 解除されるまでは登校しないで自宅で待機します。

② 解除された場合

・午前7時までに解除された場合 …… いつも通りに登校します。

・午前9時までに解除された場合 …… 4校時(11:05)から授業があります。

午前10時20分に集合して集団登校します。

・午前11時までに解除された場合 …… 6校時(13:50)から授業があります。[給食は中止]

午後1時10分に集合して集団登校します。

③ 午前11時現在、警報発令中の場合…… 臨時休業となります。

#### 2. 在校中に発令された場合

・原則的には、「児童引き渡し・緊急下校先調査」でお知らせいただいている通りに対応いたします。

ただし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

### ※藤城学区に「土砂災害の避難勧告・避難指示(緊急)」が発令された場合について

基本的には、通常通りの教育活動を行いますが、通学路の安全状況等によっては、『休業措置』をとることもあります。その場合は、学校ホームページやメール配信で情報発信いたしますのでご確認ください。